

## 神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部勘定科目処理規則

### (趣旨)

第1条 本規則は、神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部の会計処理に関し、その準拠すべき勘定科目の処理を定め、もって会計内容を常に明確にしておくものとする。

### (一般会計収入科目)

第2条 一般会計収入科目の定義は次のとおりとする。

勘定科目名	定義
支部会費	会計年度中に支部会員から徴収した会費。
県交付金	会員数に応じて本会より交付される交付金。
県助成金	支部事業に対して県から助成される助成金。
雑収入	支部会費、県交付金又は、県助成金以外の支部の収入。
繰越金	前期より繰り越した金。

### (一般会計収入科目の補助科目)

第3条 一般会計収入科目のうち、次の科目は対象となる事業又はその内容に応じて補助科目を設けることができる。

県助成金
雑収入

### (一般会計支出科目)

第4条 一般会計支出科目の定義は次のとおりとする。

勘定科目名	定義
会議費	役員会、臨時役員会その他の会合にかかる一切の費用。
地代家賃	土地や建物の賃借にかかる一切の費用。
通信費	会員への連絡にかかる一切の費用。
事務費	支部の事務にかかる事務用消耗品、消耗備品及び各種の手数料で通信費以外の費用。
役員事務旅費	神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部旅費規程第2条第1項に基づく支出及び役員の事業費予算外の活動の旅費及び交通費。
交際費	他支部等への祝儀、慶弔金等の支部長又はその代理の交際費。
総会費	総会の実施にかかる一切の費用。
研修費	研修事業にかかる一切の費用。
広報費	相談会事業以外の広報事業にかかる一切の費用。
相談会事業費	相談会事業にかかる一切の費用。
親睦事業費	親睦事業にかかる一切の費用。
給付事業費	給付事業にかかる一切の費用。

予備費 予算の予備。

#### (一般会計支出科目の集計)

第4条の2 一般会計支出科目を集計するために次の科目を使用する。

勘定科目名	定義
管理費	会議費、地代家賃、通信費、事務費、役員事務旅費及び交際費の合計。
事業費	総会費、研修費、広報費、相談会事業費、親睦事業費及び給付事業費の合計。

#### (一般会計支出科目の補助科目)

第5条 一般会計支出科目のうち、次の科目は対象となる事業又はその内容に応じて補助科目を設けることができる。

会議費  
地代家賃  
通信費  
事務費  
役員事務旅費  
交際費  
総会費  
研修費  
広報費  
相談会事業費  
親睦事業費  
給付事業費

#### (財政調整基金積立金)

第6条 削除

#### (共済基金)

第7条 削除

#### (特別会計勘定科目)

第8条 削除

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過規程)

2 平成25年3月31日までに支出した慶弔金、慰労金のうち、神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部規約第20条又は第21条に基づいて支出したものは給付事業費とする。

3 財政調整基金積立金の取崩は、平成25年4月1日以降に行うことができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。